

退職後の健康保険



●健康保険証は退職時に勤務先へ返納

健康保険証は退職日までご利用いただけます。

退職後に保険証を使って受診した場合は健保組合負担分の医療費(7~9割)を返金していただくことになりますのでご注意ください。

| | |
|------|------------------------|
| 返納先 | 職場の人事担当者 |
| 返納期限 | 退職後5日以内(被扶養者の方も含めた全員分) |

●健康保険証を失ってしまった場合

「被保険者等再交付申請書」に始末書を添付し提出します。

●退職後の保険制度選択

被保険者が退職すると、健康保険の資格を喪失します。

日本は皆保険制度のため、何らかの健康保険制度へ加入することが義務づけられています。

次に加入する健康保険を選んで加入手続きをしてください。

